



別添

国空機第 21 号

平成 23 年 7 月 8 日

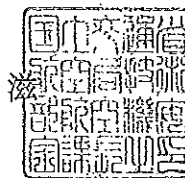
三菱重工業株式会社

名古屋航空宇宙システム製作所

所長 石川 彰彦 殿

国土交通省航空局安全部

航空機安全課長 高野



航空機部品の品質管理の徹底について

(嚴重注意)

航空機の安全性確保のためには、安全基準に適合した設計に従うよう、製造過程における品質管理が極めて重要である。

このたび、貴社製造の航空機部品の一部について貴社からの報告及び当局が行った立入検査を通じて、浸透探傷検査の前処理作業（マスキング、エッチング）等が規定通り行われていなかったこと、品質管理が不適切であったこと等の種々の問題点が確認された。これらの背景には、作業効率や納期を優先する体質、航空安全に関する意識の欠如などがあるものと考えられる。

これらは、航空法第 12 条に基づき型式証明を受けている航空機の設計・製造者として、また同法第 20 条による認定を受けている事業場として直ちに是正すべき問題であり、嚴重に注意する。また貴社は、今後、三菱式 MRJ-200 型の製造を行って行く計画でもあることから、万全の対策をとることが求められる。

については、下記に掲げる事項について検討の上、平成 23 年 7 月 26 日(火)までに文書で報告されたい。

記

- ・ 貴社で製造している航空機部品について、同種の規定違反事例が他にないか再度徹底的に調査すること
- ・ 個々の規定違反について事実関係、原因、背景等を徹底的に究明すること
- ・ 個々の規定違反について、再発防止のための具体的な方法を定め、その実施計画を策定すること
- ・ 航空機製造者としての生産管理・品質管理体制を全面的に見直し、規定違反が確実に未然に防止できる体制を構築するため必要な措置をとること
- ・ 社員への再教育等を通じて、航空安全への意識を浸透させること
- ・ 規定違反があった出荷済み部品について、安全性に及ぼす影響を詳細に評価するために必要な措置を講じること

以上